

女子差別撤廃条約実施状況 第6回報告 に対する最終見解

CEDAW（国連女子差別撤廃委員会）は、女子差別撤廃条約（1979年国連採択、日本は1985年に批准）に基づき、条約実施に関する進捗状況について締約国が提出する報告（女子差別撤廃条約実施状況報告書）を検討し、提案・勧告を行っている。今回の日本政府への最終見解は、2008年に提出した第6回報告書の検討結果である。少子化・男女共同参画担当大臣の任命や第2次基本計画の策定、妊産婦死亡率の継続的な低下等に対して肯定的評価はあったが、全体的には前回（2003年）の勧告内容（民法における差別的規定、労働市場における賃金差別等）への取組が不十分であり、条約のすべての規定を計画的・継続的に実施することが締約国の義務であると、政府の遂行責任を厳しく追及する内容となった。主要関心事項は、次回報告（2014年）で回答することが求められている。

主要関心事項及び勧告

- 1 ◆差別的な法規定

婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、夫婦の氏を選択に関する民法改正が進んでおらず、非嫡出子に対する差別規定が依然として存在。世論調査の結果に依拠せず、本条約に沿って国内法を整備すること。
- 2 ◆本条約の法的地位と認知度

本条約は法的拘束力を有する国際文書であることを認識し、国内法に十分に取り入れること。司法関係者や公務員の男女共同参画や条約に関する認識を高める取組を強化すること。
- 3 ◆差別の定義

女性差別の具体的な定義が国内法に欠けている。本条約第1条に基づく定義を取り入れる措置を講じること。
- 4 ◆国内人権機構

女性の人権保護・促進を含む、独立した国内人権機構を明確な期限を定めて設置すること。
- 5 ◆女性の地位向上のための国内本部機構

男女共同参画局の機能強化に向けて、権限と責務を明確化し、財源や人材の充実を図ること。第3次基本計画策定に本条約を活用し、進捗状況を評価するために監視制度を導入すること。
- 6 ◆暫定的特別措置

雇用、学界・政治的・公的分野への参画、あらゆるレベルでの意思決定過程への参画拡大に向けて、数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入すること。
- 7 ◆固定的性別役割分担意識

分担意識解消に向けた啓発・教育を積極的・持続的に行うこと。教育関係者の研修の強化、教科書や教材の見直し、メディアや政府職員の発言等が分担意識を助長しないよう取り組むこと。

◆女性に対する暴力
- 8 ○女性に対する暴力に関して意識啓発を含めた取組を強化。保護命令発令の迅速化、被害者相談24時間無料ホットライン開設等、質の高い支援を提供すること。特に移民女性等、弱い立場の女性を対象とした意識啓発プログラムの実施を求める。
- 9 ○強姦罪の罰則を上げること。性暴力を内容としたゲームや漫画の販売を禁止し、児童ポルノ法改正に取り入れること。
- 10 ○「慰安婦」問題については、恒久的解決に向けて、被害者への補償、加害者の訴追、国民への教育を含む取組を行うこと。
- 11 ◆人身取引及び売春による性的搾取

被害者の回復・社会復帰のために保護・支援を強化するとともに、女性の経済状況改善に向けた取組を拡充して人身取引の根本的解決を図る。インターナショナル等が強制労働や性的搾取に利用されないように査証発給の厳格な監視を継続する。人身取引防止議定書を批准すること。
- 12 ◆政治的・公的活動への平等な参画

政府・司法・学界・外交等の上層部に女性が少ない。参画拡大に取り組むこと。

13 ◆教育

教育基本法改正で削除された第5条（男女共同参画の推進に言及）の再度取入を検討。女性が従来少なかった分野への参画に向けた対策を教育政策に盛り込むこと。第3次基本計画で大学・短大の女性教員割合の達成目標を上げること。

14 ◆雇用

妊娠・出産による違法解雇の防止、垂直的・水平的職務分離を撤廃し賃金格差を是正。官民双方に女性差別に対する制裁措置を設けることを奨励。

15 ◆家庭と仕事の両立

家庭・職場での男女の責務両立に向けた取組を拡充。保育施設の改善、男性の育休取得取組を強化。

16 ◆健康

性感染症への感染や若年女性の中絶増加を懸念。性の健康に関する教育・情報・サービス提供を充実させ、中絶を犯罪化する法令の改正を勧告。

17 ◆マイノリティ女性

アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人、沖縄女性を含むマイノリティ女性に対する差別撤廃に向けて、代表を意思決定主体の一員として指命すること。現状を知るための包括的調査を実施すること。

18 ◆社会的弱者グループの女性

農山漁村、母子家庭、障害、難民及び移民女性など複合差別を受けやすい女性の実態について情報収集し、ニーズに対応した政策やプログラムを導入すること。

19 ◆北京宣言及び行動綱領/ミレニアム開発目標

北京宣言及び行動綱領、ミレニアム開発目標、その他の国際人権条約を遵守し、移住者及び障害者の権利条約の批准を検討すること。

◆最終見解のフォローアップ

民法改正及び暫定的特別措置についての勧告実施に関する詳細な情報を2年以内に提出すること。

*全文翻訳は内閣府男女共同参画局発表を参照（男女共同参画局 HP）。
なお、今号掲載要旨は、本誌編集部で取りまとめたものです。

◇問合せ先 内閣府男女共同参画局
TEL 03-5253-2111（代）
http://www.gender.go.jp

学習情報クリップほど

高校生のための「デートDV防止講座」

◆
秦野市で開設している女性のための悩み相談室では、DVに関する相談がものすごい勢いで増えている。DV防止のためには若年層からの教育が重要と考え、県立かながわ女性センターと共催で、市内の高校に「デートDV防止講座」の実施を呼びかけたところ、県立秦野総合高校で2年生240名を対象に実施することになった（2009.9.11 13:20～14:40）。

体育館と武道場を会場として、総合学習の時間を当て、NPO法人エンパワメントかながわのメンバーがファシリテーターとなって、寸劇を見せたりワークシートで“自分の気持”を意識できるような参加体験型学習を進めた。誰もが暴力を受けずに生きていく権利を有していることが丁寧に説明された後、恋人同士がよくある会話を題材にした劇では、その中に潜む暴力の種類やお互いの気持を大切にするコミュニケーションについて具体的に学んだ。

生徒たちからは、「デートDVを知ることができてよかった」「これまでで一番役に立つと思った」という感想や、「DVは悪いこと、自分は絶対にしない」という決意の声もあがり、素直に理解してくれる若年層に対する教育の重要性を痛感することとなった。

（守屋 紀子）



秦野市くらし安心部市民自治振興課
市民活動支援班

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号
TEL 0463-82-5118
FAX 0463-82-6793